



はばたき

No. 85
令和元年
6月発行

仙台矯正管区少年施設広報誌

巻頭言

令和に想う

東北少年院長

少年院

修学・就労支援

東北少年院
青葉女子学園

少年鑑別所

地域支援

青森少年鑑別所
秋田少年鑑別所
福島少年鑑別所



岩手銀行赤レンガ館（旧盛岡銀行）
盛岡少年院の在院生による版画カレンダーから

令和に想う

東北少年院長 南部 和彦

「平成」が30年で終わり、「令和」が始まりました。私は昭和61年4月拝命ですから、「昭和、平成、令和」と3つの時代をまたいで職務に就いており、つくづく馬齢を重ねたと思います。私の年代は「明治、大正、昭和初期」を歴史として学びました。明治から昭和前半まではまさに激動の時代であり、歴史としての実感がありますが、それ以降の「昭和、平成」は自身が生きたことと併せて平和な時期で歴史との実感はありません。しかし、平成30年を経て昭和も確実に歴史となってきた感があり、今後、平成もそうなっていくでしょう。令和もその言葉に込められた「人々の思いが花開く平和な時代」という意味を具現し、後世、良き歴史となるよう努力しなければならないと思います。

ところで昭和から平成への代替わりのころ、平成元年の矯正ではどのようなことがあったのでしょうか。「刑政」平成元年12月号の記事「平成元年の矯正を回顧する」から少年矯正に関連する事項を列挙すると、「少年矯正施設に専門官制の導入」、「法務教官採用試験（Ⅱ種相当）の新設」、「少年矯正施設活性化対策の策定」、「矯正一体化を促進するため、高等科第一部及び第二部卒業後の人事交流制度の確立」などが挙げられています。専門官制、一部、二部人事交流、教官採用試験などは30年を経た今、すでに歴史の一部になっています。また、昭和終盤からの収容者数の減少により少年矯正施設活性化対策がプロジェクトチームを立ち上げて検討されていることは、現在、まさに歴史が繰り返されていると言えるでしょう。

平成30年間を俯瞰すれば、各種の処遇プログラムの導入、少年犯罪に対する厳罰化意識の高まり、過剰収容対策、少年院法の改正、少年鑑別所法の制定、そして再犯防止推進法と再犯防止推進計画の策定など社会情勢と国民のニーズに合わせ、平成の矯正は大きく変化・発展してきました。しかし、少年処遇に関しても、その効果に係るエビデンスが求められるようになり、これまでの経験や矯正の常識だけにこだわってはいない、国民の信頼と満足を得ることはできません。平素から注目を浴びているわけではない矯正行政も、安全、安心な生活を望む国民のニーズに応える重要な社会基盤です。国民のニーズを念頭に置き、出所者、出院者の就労や地域定着等様々な再犯防止施策を関係機関及び地域行政と連携して効果的にそして地道に継続・発展させて、安全、安心な社会を実現することが令和の矯正を担う者の使命です。そのような取り組みと努力が後世良き矯正の歴史、日本の刑事政策の歴史として残ることを信じたいと思います。



東北少年院における就労支援について ～採用面接・職場見学・退院者等からの相談～

1 はじめに

平成28年12月、再犯の防止等の推進に関する法律が成立し、これに基づき、翌年、「再犯防止推進計画」が閣議決定され、7つの重点課題が掲げられました。その中の1つが「就労・住居の確保等」であり、今回は、当院における「就労・住居の確保等」に係る取組、具体的には就労支援に関する取組について紹介します。



採用面接の様子



職場見学の様子

2 東北少年院における採用面接及び職場見学について

(1) 採用面接

再犯者の就労状況を見ると、無職者は有職者の3、4倍もの数になっており、「就労」は再犯防止の重要な要因であることが指摘されています。当院では、在院中に就職を決めることを目標として、少年たちの就労支援に取り組んでおり、平成30年度の採用面接件数は27件、うち23件が採用内定となっています（その他は、不合格や辞退等）。

採用面接は当院で実施するほか、企業側が来院困難な場合、こちらから出かけていくこともあります。新幹線等で5、6時間かけて先方企業に行ったり、日帰りできない場合、最寄りの少年院に仮収容し、そこから面接に行ったりすることもありました。在院中の採用内定を目指していますが、採用面接に臨む、緊張した少年たちの表情を見ると、非常に得難い社会勉強の場を提供していただいているということも実感しています。

(2) 職場見学

採用面接で内定した場合、就労意欲の喚起や不安軽減を目的として“職場見学”を実施することがあります。昨年度、関西の企業に採用内定した少年の場合は、飛行機で現地まで連れて行き、職場見学だけでなく、新生活のため社長さんが用意してくれたマンションも見せてもらいました。少年は、部屋の中や、そこから見える外の景色をうれしそうに眺めていましたが、こうした支援は、出院後の生活をリアルにイメージでき、出院後の生活への動機付けにもなるので、今後もできる限り実施していきたいと考えています。

3 「退院者等からの相談」（少年院法第146条）に基づく助言・激励等の支援について

少年院法第146条に基づく取組で、「就労」に関する相談も多数あります。昨年度の事例ですが、出院した少年から電話があり、「会社内対人トラブル、欠勤、辞職希望」などの相談がありました。担当保護観察官や社長と協議したところ、「保護観察所に呼び出しているのだから、その場に同席してもらえると有り難い」といった依頼があり、当院から個別担任と支援職員が保護観察所に出向き、その少年に助言・激励など行いました。結果として、この少年は仕事を続け、再非行もなく経過し、保護観察を終結しました。

こうした取組は、退院者からの相談事への対応の一つであり、雇用先企業に対するフォローアップにもつながるため、継続していきたいと考えています。

青葉女子学園における修学・就労支援について

1 はじめに

青葉女子学園は、東日本地域の家庭裁判所から保護処分として送致された14～20歳未満の女子少年に対し、健全な育成を図るための教育（矯正教育）を行う、法務省所管の施設です。

当園では、女子少年に顕著な問題性に着目し、一人ひとりの発達の程度や障害、個性に応じたきめ細かい教育を行っています。



卒業証書授与式



資格取得に向けた学習風景

《 当園で取得可能な資格 》

- 販売士3級
- 危険物取扱者試験（丙種・乙4類）
- コンピュータサービス
技能評価試験
- パソコン検定



2 修学支援の取組

（1）中学生に対する指導

当園には、義務教育年齢である中学生が在院することがあります。その場合は、当園の職員が中学校の学習指導要領に基づいた授業を実施しています。

また、当園で3月の卒業を迎える場合は、卒業式に、在籍している中学校の校長先生をお招きして、卒業証書を授与していただきます。

（2）高等学校受験・進学のための指導

全国の少年院では、文部科学省のご協力により、少年院の中で高等学校卒業程度認定試験が受験出来るようになってきました。当園においても、中学校を卒業してしばらく経ってから将来の目標を見つけて、高等学校への進学を目指す者もあり、希望者には必要な指導を行っています。また、帰住先の都道府県で実施している中学3年生向けの全国共通テストを受験させることにより、志望校への合格可能性について見通しを持ち、弱点や得意分野を客観的に把握することができるため、受験の機会を準備しています。

3 就労支援の取組

出院後に就労を希望する在院者のために、在院中に資格を取得する機会を設け、スムーズな社会復帰を支援しています。資格の取得は在院者の自信の回復につながるものであり、安定し自立した生活のため、勤労を継続していく意欲を醸成していきます。

また、履歴書の書き方や就職面接試験のポイント、就労場面で必要とされる基礎的なビジネスマナー等について、キャリアカウンセラーによる指導を行っています。

青森少年鑑別所における地域援助について

1 はじめに

青森少年鑑別所は、法務少年支援センターあおもりとして、地域の多様なニーズに応じた、非行・犯罪の防止に係る援助（以下「地域援助」という。）を行っています。その中でも、今年度特に力を入れている取組について御紹介します。



学校でのSNS講座

2 学校との連携

当所の地域援助業務で最も多いものが、学校からの依頼を受けての法教育です。依頼内容に応じて、クラスや学年全体、全校生徒を対象にして、薬物乱用や万引きといった非行防止に関するものや、SNSやスマホゲームとの正しい付き合い方といった子どもの健全育成に関するテーマについて、出前授業を行っています。学齢に応じた内容のものを取り揃えており、学校だけでなく、若者サポートステーションなどの各種支援機関の依頼にも応じることができます。また、学校不適応を起こしている子どもについて、各種心理検査や面接を行ってアセスメントしたり、保護者等の関係者に、関わり方や指導時の留意点を助言したりしています。



若者支援団体でのアサーション講座

3 児童福祉機関との連携

児童福祉機関においては、出前授業だけでなく、非行の専門家として問題行動についてのカウンセリングも実施しています。対象児童に寄り添って、非行に及ばないための方法を一緒に考えるとともに、施設職員と協力しながら、子どもの健やかな育成のための支援をしています。

4 今後、取り組んでいきたい地域援助業務

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）を受けて、虐待の未然防止や深刻化の防止に向けて、子どもの育てにくさや特性についてのアセスメントや、保護者に対する心理教育や褒め方・叱り方についての助言などを行っていきます。

また、再犯防止施策の一環として、検察庁からの依頼により、知的障害や認知症が疑われるものの、療育手帳を有していないなどの事情から障害の有無や程度を示す客観的な資料がない被疑者等に対して、福祉・医療的な支援につなぐための基礎資料として、必要な心理検査を実施するとともに、その結果と併せて適切な支援方法を提案するという、いわゆる「入口支援」への関与にも力を入れていきたいと考えています。

地域援助において心掛けていること

1 はじめに

少年鑑別所では、非行及び犯罪の防止に関して、個人の方や関係機関からの依頼に応じて様々な援助を行っていますが、今回は、ご本人やその保護者など、個人からの相談において心掛けていることを紹介します。



来談者に対する個人援助



事例検討



法務教官による個別指導

※写真のモデルは職員です。

2 相談者との共同作業

個人の方からの相談の多くは、保護者から寄せられる子供の問題行動等に関するもので、問題行動を食い止めるために、今すぐ有効な手立てを教えて欲しいと依頼されることが多いのですが、これは簡単なことではありません。残念ながら、どんな問題行動にも効く「万能薬」やすぐに効き目がある「特効薬」はなく、それぞれの方に応じて「オーダーメイド」の手立てを考えていくほかありません。そのためには、身近な存在である保護者の方からの協力が欠かせません。有効な手立ての検討に当たっては、私たちだけが考えるのではなく、保護者の方との共同作業として行っていくことを大切にしています。

3 法務教官との共同作業

個人の方からの相談には心理技官が対応することが多いのですが、法務教官と協力して援助に当たる機会も増えています。例えば、問題行動があるご本人に対して、心理技官がカウンセリングを行うとともに、法務教官がワークブックでの指導を担当し、少年院等での勤務経験を生かして、ご本人の理解度や特性に応じて分かりやすく指導します。また、援助の進め方等を検討する事例検討会議に法務教官も参加し、様々な視点から意見を出し合っており、心理技官と法務教官が協力して実施する体制を整えています。

4 おわりに

地域援助での相談は複雑・困難な問題を背景としたケースも少なくないですが、相談に来られた方が抱えている問題が少しでも軽くなり、前進するためのお手伝いをしたいと考えています。

法務教官による地域援助の取組について

1 はじめに

平成27年6月の少年鑑別所法施行に伴い、地域援助は少年鑑別所における本来業務の一つとして位置付けられました。援助する対象や内容の幅の広がりから、相談のみにとどまらない多様な援助方法を用いて行うようになり、当所においても、法務少年支援センター福島という名称で、積極的に実施するようになりました。

地域援助には、個人援助と機関等援助の二種類があります。機関等援助は、関係機関からの依頼を受けて、研修や講演、青少年の健全な育成に資する活動の実施及び協力を行っています。その一つである法教育授業は、個人のみならず、学校・教育関係機関などを対象に、多岐に渡って実施しています。今回は、昨年度当センターが実施した小学校での法教育授業を紹介します。

2 事例（問題学級における法教育授業）

福島県内のある市の教育委員会のソーシャルスクールワーカーから、小学生のクラスで友人関係のトラブルや暴力行為が頻発しており、担任教諭は熱心に指導しているものの状況が改善しないことから、そのクラスに対して法教育授業を実施してほしいとの依頼がありました。

依頼を受けた当センターでは、事前に学校側から詳しい事情を聴く必要があると判断し、当センターにおいてケースカンファレンスを実施することになり、教頭と担任教師が来庁し、当所の教官2名が対応しました。担任教師によると、一人ひとりには良い子であるものの、集団になると、中心的な児童の顔色をうかがって虚勢をはったり、自分の身を守るために他の児童と同じ問題行動をしたりしているとのことで、学校側としては複数回の集団指導を希望していました。担任教師にクラスの状況を確認した上で、集団指導のみをするよりは、まずは問題性のある児童に個別に指導し、同時進行で集団指導をした方が効果的ではないかと提案したところ、以前、クラス内で暴力行為をした児童の保護者を学校に呼び出したところ、問題を軽視する保護者がいたため、個別指導は難しいと感じるので、今回は集団指導でお願いしたいとのことでした。

そこで、学校側の要望を踏まえ、まずは、問題行動が起こった際に、悪いと分かりながら同調したり、傍観者となったりしてしまう児童に焦点を当てた対人関係の授業を行うこととしました。全体の対人関係スキルを上げ、お互いアサーティブに問題行動を指摘し合える関係を築くことで、集団の組織力の向上を図ろうと考えました。オーダーメイドで指導案を作成し、例えば「誘いを断ったり、無視するようになった児童に対して集団で暴力を振るう場面において、同調せずに自分の考えを伝える事例」や「週末は家族と出掛ける予定だったが、友人から遊びに誘われたとき、その誘いの上手な断り方の事例」など、このクラスで起こり得そうな場면을指導案に盛り込みました。初回の法教育授業としては、アサーション・トレーニングをメインとした授業を実施し、その後、暴力防止指導、窃盗防止指導、感情のコントロールの仕方を複数回に渡って指導する計画を立てました。

授業開始前に、クラス全体の様子を見学しました。授業中にも関わらず、机に伏している児童や後ろを振り返りながら私語を交わしている児童及び脚を前に伸ばしてだらしない格好で椅子に座っている児童が複数名いました。

法教育授業が始まると、興味を持って全員が顔を上げて話を聞く一方で、グループワークでは、話し合いが進んでいるグループと、そうでないグループが見られ、やはり主体的に自分の考えを伝える力が弱い児童が多いことを実感しました。

3 最後に

法教育の授業終了後、学校側からは、児童間はもちろん、職員側も児童に対してアサーティブに接することで新たな関わり方ができる旨の感想をいただきました。また、今回の法教育授業だけではなく、それらに関する打ち合わせを重ねていく中で、担任教師は児童の個別の対応や保護者対応に追われており、生徒指導等に大変苦慮されていることが感じ取れました。

法務少年支援センターにおける地域援助の件数は、年々増加しているものの、まだまだ関係機関との連携を図れる余地はあるため、今後とも各関係機関と協力し合いながら、非行防止に寄与したいと思います。



薬物乱用防止教室

少年院の行事予定（令和元年7月～12月）

盛岡少年院

- 7月 プール開き
- 8月 盆法要、盆踊り
- 9月 彼岸法要
- 10月 賢治祭（文化祭）
- 11月 収穫感謝祭、サッカー指導
- 12月 BBSクリスマス会



東北少年院

- 7月 七夕祭り
- 8月 盆踊り大会、水泳記録会
- 9月 おはぎ会、彼岸会法要
- 10月 運動会、いも煮会、太白山登山
- 11月 一日母親の会
- 12月 クリスマス音楽会



青葉女子学園

- 7月 プール開き、おはぎ特別訪問
- 8月 七夕祭り、盆踊り、読書感想文発表会
- 9月 観月句会
- 10月 運動会
- 11月 そば特別訪問
- 12月 クリスマス会



編集後記

本号では、閣議決定から約1年半が経った再犯防止推進計画を踏まえた取組の一環である、管内少年院における修学支援及び就労支援の取組と、管内少年鑑別所における地域支援の取組を紹介しました。

これらの取組がより一層充実したものとなるよう、今後も引き続き少年矯正への御支援、御協力を賜れば幸いです。



表紙写真について

本号の表紙には、盛岡少年院の版画作品を掲載しました。毎年同院では、職業指導の一環として行っている版画指導で在院生が作成した版画作品から、版画カレンダーを制作しています。今年のカレンダーは「盛岡の建物2019」。盛岡の街を象徴する景観を選び、在院生たちが木版の彫刻から印刷、製本まで心を込めて手作りしました。

監 修 仙台矯正管区第三部
〒984-0825
仙台市若林区古城3-23-1
Tel 022-286-0178
発行人 仙台矯正管区第三部長 菅野 哲也
発行日 令和元年6月